

令和7年1月21日（火）

確定申告期において留意すべき事項  
（消費税関係）

# 令和6年度税制改正（消費税法）の概要

# ○ 目次

---

- 1 国外事業者等における事業者免税点制度の特例等の見直し・・・1
  - (1) 特定期間の課税売上高による判定
  - (2) 簡易課税制度及び2割特例の適用
- 2 金又は白金の地金等を取得した場合の事業者免税点制度等の制限・・・3
- 3 免税事業者等からの仕入りに係る経過措置の適用の制限・・・4
- 4 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し・・・5
- 5 免税購入品と知りながら行った課税仕入りに係る仕入税額控除の制限・・・6



# 1 国外事業者等における事業者免税点制度の特例等の見直し

## (1) 特定期間の課税売上高による判定

### 改正内容

国外事業者については、特定期間における消費税の納税義務の判定を、給与等支払額の合計額により行うことはできないこととされた。

【特定期間における1,000万円の判定】

	国内事業者		国外事業者	
	課税売上高	給与等支払額の合計額	課税売上高	給与等支払額の合計額
改正前	○	○	○	○
改正後	○	○	○	×

【適用開始時期】 令和6年10月1日以後に開始する課税期間

# 1 国外事業者等における事業者免税点制度の特例等の見直し

## (2) 簡易課税制度及び2割特例の適用

### 改正内容

課税期間の初日において恒久的施設（P E）を有しない国外事業者は、簡易課税制度及び適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する税額控除に関する負担軽減措置（2割特例）の適用を受けられないこととされた。

### 【適用開始時期】 令和6年10月1日以後に開始する課税期間

※ 令和6年9月30日以前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合であっても、令和6年10月1日以後に開始する課税期間の初日において恒久的施設（P E）を有しない場合には、簡易課税制度の適用はありません。

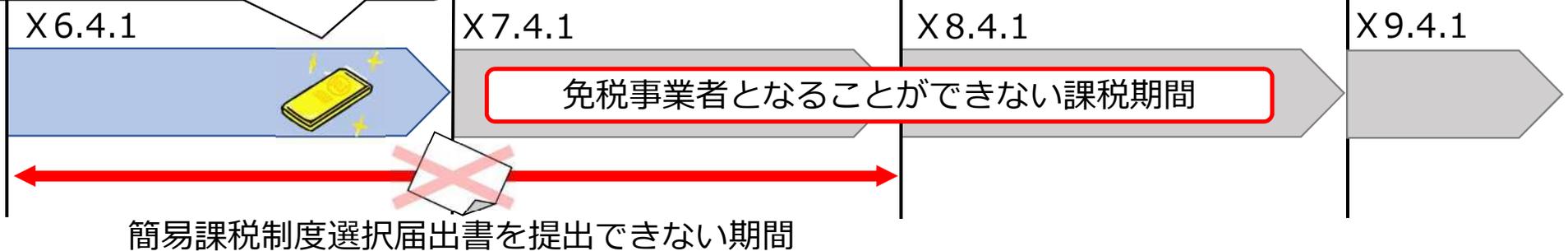
## 2 金又は白金の地金等を取扱した場合の事業者免税点制度等の制限

### 改正内容

課税事業者が、簡易課税制度又は2割特例の適用を受けない課税期間中に**金又は白金の地金等の仕入れ等を行い、それらの仕入れ等の金額の合計額（税抜金額）が200万円以上**である場合には、当該仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間から、当該仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、納税義務が免除されないこととされた。

また、当該仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出できないこととされた。

課税期間中の金・白金の地金等の仕入れ等の合計額が200万円以上



【適用開始時期】 令和6年4月1日以後に行う課税仕入れ等

### 3 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用の制限

#### 改正内容

免税事業者等からの仕入れに係る経過措置（注）について、一の免税事業者等から行う当該経過措置の対象となる課税仕入れの合計額（税込金額）がその年又は事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについては、当該経過措置の適用を受けることができないこととされた。

（注） 適格請求書等保存方式の下では、原則、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除を行うことはできませんが、制度開始後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。

- ・ 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで → 仕入税額相当額の80%を控除可能
- ・ 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで → 仕入税額相当額の50%を控除可能

【適用開始時期】 令和6年10月1日以後に開始する課税期間

## 4 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

### 改正内容

自動販売機特例（注1）が適用される取引及び回収特例（注2）が適用される取引のうち税込3万円未満の取引における帳簿の記載事項については、「住所又は所在地」の記載が不要とされた。

- （注1） 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち当該課税資産の譲渡等に係る税込価額が3万円未満の取引について、その買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができる。
- （注2） 入場券等で適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く。）が記載されているものが、引換給付の際に適格請求書発行事業者により回収される場合、当該引換給付を受ける買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができる。

【適用開始時期】 令和5年10月1日以後に行う課税仕入れ

## 5 免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

### 改正内容

輸出物品販売場で消費税が免除された物品（免税購入品）であることを知りながら、当該物品を仕入れた場合、当該課税仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けることができないこととされた。



【適用開始時期】 令和6年4月1日以後に行う課税仕入れ